

地域図と漁業権免許の一覧表の説明

1 地域図の説明

項目	説明
1～2頁	共同漁業権と区画漁業権（10年免許）の漁場の区域を示しています。
3～25頁	区画漁業権（10年免許）、区画漁業権（5年免許、通称「特区」）および定置漁業権の漁場の位置を示しています。
漁場の説明	「漁場番号」と「漁業の名称」を略して表示しています。
漁場図	<p>地域図は、地図の精度や作成時期により現況と誤差が見られます。正確な位置が必要な場合は、漁業権の免許一覧で「漁場の区域」の数値をお使いください。</p> <p>地域図の一部において、陸域に線が引かれている場合や漁業権の中に島が含まれている場合がありますが、漁業権の陸側の範囲は「最大高潮時海岸線」までです。</p>

2 漁業権免許の一覧表の説明

項目	説明
漁場番号	免許番号と同じです。
履歴（新規）	<p>今回新たに設定した新規漁場です。</p> <p>活用されていない既存漁場のうち、引き続き設定した場合があります。</p>
履歴（更新）	活用されている既存漁場を、引き続き設定した更新漁場です。
履歴（変更）	活用されている既存漁場を、区域を変更して、引き続き設定した更新漁場です。
漁業権者	漁業権者の氏名又は名称です。
漁業の名称	<p>今回の免許での主な変更点は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同漁業権にセミエビ類とゾウリエビ類を新たに設定しました。漁業調整規則とあわせて資源管理の取組を推進します。 ・クビレズタの名称変更（前回までは、クビレヅタ）をしました。 ・藻類（モズクとヒトエグサを除く）を新設しました。モズクとヒトエグサ以外の海藻は、養殖技術が確立していません。技術開発の取組を後押しするため、複数種の養殖を試みることができるようになりました。 ・海底に養殖施設を設置して行う養殖の方法は、海底固定式としました。以前は、養殖形態によっては、ひび建て式や小割式といった複数の免許が必要でしたが、養殖技術が確立していない養殖対象種について、技術開発の取組を後押しするため、様々な養殖方法を試みることができるようになりました。
漁場の位置	漁場のおよその位置を、地域の名称で示しています。
漁場の区域	<p>区域を示す座標値（緯度経度）は、世界測地系座標の</p> <p>①度（10進数）</p> <p>②度分秒（60進数） の2種類の数値で表示しています。</p>